令和6年度 モニタリングシート

NO 39

施設名称	サンマリン浜田
指定管理者	名 称 北陽ビル管理株式会社 代表者 代表取締役社長 幡 宏明 住 所 松江市片原町62番地1
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日
設置条例	サンマリン浜田条例
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達 に寄与する。
公共施設再配置	宝施計画の方針 統廃合
担当部署 (問合せ先)	部署名教育委員会 スポーツ振興課電話番号(0855)25-9721E-mailsports@city.hamada.lg.jp

総合評価	総合コメント
	【運営状況】 利用者数、事業収支ともに増加しています。 前年と比べ、支出が増加した項目分を利用料収入の増加分で賄え ている点が評価できます。
S	【業務履行状況】 施設の管理において、日常的な点検・清掃を日々実施しており、施設内外の美観が保たれています。 また、館内に意見箱を設置し、施設利用に対する要望や施設利用中における設備機器不具合等に随時対応するなど、利用者サービスの質を落とすことなく、安定した業務の履行が出来ている点が評価できます。

評価	評価基準
S+	特に優れている
S	優れている
Α	概ね適正である
В	努力が必要である
C	改善が必要である

令和6年度 モニタリングレポート(サンマリン浜田)

ᆘ	10年度 モータリングレホート(ザンマリン供田)									
1	基本的な考え方									
	① 目的達成、公	平性、効果等								
	評価		評価理由							
	S	スポーツ利用や会議 れています。また、休館 しやすい運営を行う努	日の開館や	開館時間O	的に沿った追)延長など市	運営がなさ 「民が利用				
2	業務内容									
	① 事業への具体	x的な取り組み方につい	て							
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:22	適正:21	適正率:95.5%	要努力等:1				
	② 施設の運営体	は制や組織について								
	業務履行状況チェ	項目数:9	適正:9	適正率:100.0%	要努力等:0					
	③ 適切な事務や経理について									
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:20	適正:20	適正率:100.0%	要努力等:0				
	④ 安全管理、情報管理、緊急時等の対応について									
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:13	適正:13	適正率:100.0%	要努力等:0				
	⑤ その他業務内容について									
	業務履行状況チェ	_	_	_	_					
	評価		評価	理由						
	A	意見箱を設置し、施設利用者の要望に随時対応するなど、常に利用者目線に立った業務がなされています。 施設に関する情報発信については、指定管理者においてSNSの活用を検討されているため、今後の課題と考えます。								
3	事業収支					_				
	① 収入確保や経	圣費節減の取り組み、収	支のバラン	スについて						
	評価		評価	理由						
	S		利用者数が増加しており、加えて適切な施設運営により、収支がプラスとなっています。安定した利用料収入の確保が出来ています。							

(収支実績-概要から転記)

	前年実績	計画	実績	対前年比較	対計画比較
収支差引	226,342円	0円	268,150円	118.5%	-

※前年実績(計画)が「0」または「△(マイナス)」の場合、対前年(計画)比較を「-」としています。

令和6年度施設概要調書

1 施設概要

施設名	サンマリン浜田					施設NO	39	
所在地	浜田市原井町3	田市原井町3050番地9 一成16年4月(昭和63年10月築) ・ンマリン浜田条例						
開設年月	平成16年4月(昭和63年10	月築)					
設置条例	サンマリン浜田	条例						
設置目的	スポーツの振り	ポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。						
施設概要	敷地面積	3,36	1.0m ²	延床面積	1,359	9 . 40㎡		
	施設内容	体育館(舞台· 和室2室、小会	体育館(舞台付)、シャワールーム、ロッカールーム、研修室3室、 和室2室、小会議室、事務室、機械室					
	事業内容	(1) 施設、設備又は器具の利用の許可に関する業務(2) 維持管理に関する業務(3) その他、設置目的を達成するために必要な施設の管理運営に 関する業務						
公共施設再配置実施計画の方針 統廃合								

2 指定管理者

団体名称	北陽ビル管理株	式会社				
団体代表者	代表取締役社長 幡 宏明					
団体住所	松江市片原町62番地1					
指定期間	令和4年4	4月1日	~	令和9年	3月31日	5年間
選定方法	公募	評価制度の導入		導入済		

3 運営状況

項目	R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
火口	N 4大 棋	NO 大 傾	NO計画	NU大限	前年度対比	計画対比
開館日数(日)	359	360	359	359	99.7%	100.0%
開館時間(時間)	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	-	_

4 利用実績

項目	R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
坦	N 4大 棋	NO大順	八〇川四	NU大順	前年度対比	計画対比
のべ利用者数(人)	24,979	28,920	28,350	35,635	123.2%	125.7%

5 事業収支

収入

	項目			R6計画	R6実績		
	次口	N4大順	Nリ大順	凹と	NO大傾	前年度対比	計画対比
指定	管理料	8,600,000円	8,200,000円	7,820,000円	8,011,565円	97.7%	102.4%
	指定管理料	8,600,000円	8,200,000円	7,820,000円	7,820,000円	95.4%	100.0%
	光熱費高騰対策分	0円	0円	0円	191,565円	-	-
利用]料金収入	4,596,820円	5,336,430円	5,200,000円	6,160,800円	115.4%	118.5%
雑収	八	284,071円	323,737円	300,000円	353,542円	109.2%	117.8%
光熱	. 費高騰対策補助金	19,873円	0円	0円	0円	-	-
指定	管理施設損失補償費	40,414円	0円	0円	0円	-	_
	収入計(A)	13,541,178円	13,860,167円	13,320,000円	14,525,907円	104.8%	109.1%

支出

		R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
		N4大順	N 4大 傾 N3大根		NU大順	前年度対比	計画対比
【人作	件費】	7,736,019円	7,929,016円	7,684,000円	8,426,552円	106.3%	109.7%
	給与	7,736,019円	7,929,016円	7,684,000円	8,426,552円	106.3%	109.7%
【管理	里費】	5,583,138円	5,704,809円	5,636,000円	5,831,205円	102.2%	103.5%
	消耗品費	176,992円	296,857円	350,000円	314,963円	106.1%	90.0%
	旅費交通費	0円	0円	13,000円	0円	-	0.0%
	厚生費	19,952円	20,099円	30,000円	19,010円	94.6%	63.4%
	光熱水費	1,691,743円	1,613,514円	1,760,000円	1,915,633円	118.7%	108.8%
	修繕料	428,532円	459,596円	450,000円	416,526円	90.6%	92.6%
	通信運搬費	152,331円	153,216円	150,000円	150,062円	97.9%	100.0%
	負担金及び交付金	24,060円	24,050円	30,000円	24,030円	99.9%	80.1%
	委託料	2,050,200円	2,165,200円	1,878,000円	1,967,960円	90.9%	104.8%
	使用料及び賃借料	22,776円	30,048円	40,000円	30,048円	100.0%	75.1%
	手数料	330円	1,870円	5,000円	880円	47.1%	17.6%
	保険料	68,930円	68,930円	72,000円	68,930円	100.0%	95.7%
	図書新聞代	39,600円	44,400円	48,000円	46,800円	105.4%	97.5%
	租税公課	889,677円	823,529円	770,000円	876,363円	106.4%	113.8%
	広告宣伝費	0円	0円	10,000円	0円	-	0.0%
	その他	18,015円	3,500円	30,000円	0円	0.0%	0.0%
	支出計(B)	13,319,157円	13,633,825円	13,320,000円	14,257,757円	104.6%	107.0%

収支差引(A-B) 222,021円	226,342円 0	円 268,150円	118.5%	-
--------------------	------------	------------	--------	---

余剰金等の精算ルール(協定事項)

修繕費に余剰が生じた場合は、市に返還するものとする。